

## ②移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条に規定する基本方針が、平成23年3月31日に一部改正されました。本格的高齢化社会の到来や自立と共生の理念の浸透など高齢者・障がい者等を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。新基本方針では、こうした変化に対応するべく、平成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標が設定されました。

今後とも、国、地方自治体、交通事業者等の連携を強化し、バリアフリー化促進のための施策を展開して参ります。

旅客施設



建築物等



車両等



基本方針における整備目標（平成33年3月まで）

### ◆旅客施設

1日当たりの平均的な利用者数が**3,000人以上**の鉄道駅、軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル

- ①段差解消（エレベーター又はｽｰﾌﾟの設置）、鉄軌道駅等においては転落防止設備（ホームドア等）の整備
  - ②視覚障がい者誘導用ブロックの整備
  - ③障がい者対応型トイレの設置
- その他、地域の実情に鑑み利用者数のみならず利用の実態を踏まえ可能な限り実施する。

### ◆車両等

- ①鉄軌道車両：総車両数に対し、**約70%**
- ②乗合バス車両：総車両数（適用除外認定車両を除く）に対し、**約70%をノンステップバス**  
適用除外認定車両の**約25%をリフト付き又はｽｰﾌﾟ付きバス**
- ③タクシー車両：**約28,000台**の福祉タクシー導入（エレベーター型タクシーを含む）
- ④船舶：総隻数に対し**約50%**  
(5000人以上のターミナルに就航する船舶は**100%**)
- ⑤航空機：総機数に対し、**約90%**

### ◆建築物等

- ①道路：**100%**（重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路）
- ②都市公園内：園路及び広場：**約60%**（特定公園施設）、駐車場：**約60%**、便所：**約45%**
- ③路外駐車場：**約70%**（特定路外駐車場）
- ④建築物：**約50%**（2,000㎡以上の特別特定建築物）
- ⑤信号機等：**100%**（重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置）

\* 施設等のバリアフリー化達成状況については資料編P24「2.北海道におけるバリアフリー化の達成状況」を、補助制度についてはP25「3.バリアフリー化に関する主な支援度」を御参照ください